

主な医療安全対策関連事項のこれまでの経緯－1999 年横浜市大事件を起点として－

1999 年	1 月	横浜市立大学医学部附属病院で手術患者取り違い事故発生。その後、特定機能病院などで医療事故が続発
2000 年	3 月	日本医師会の呼びかけで医療関係 6 団体（日医・日本私立医科大学協会・日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神病院協会）が、医療事故防止のための緊急合同会議を開催
		厚生省（当時）の「医療安全対策連絡会議」が、上記 6 団体をはじめとした 27 団体の参加で開催
2001 年	3 月	「医療安全対策連絡会議」が「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（PSA：Patient Safety Action）」を提起。2001 年を患者安全推進年とする。また、今年度から、毎年 11 月 25 日を含む 1 週間を「医療安全推進週間」として各種シンポジウム・研修会の開催など幅広い取り組みを展開。
	4 月	厚生労働省、医政局に「医療安全推進室」を、医薬局に「安全使用推進室」をそれぞれ設置
	5 月	厚労省、「医療安全対策検討会議」を設置。「ヒューマンエラー部会」（同年 6 月）、「医薬品・医療用具等対策部会」（同年 8 月）がスタート。翌年 7 月、「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」「ヒヤリ・ハット事例検討作業部会」を開始
	9 月	「ヒューマンエラー部会」が「安全な医療を提供するための 10 の要点」を公表
	10 月	医療安全対策ネットワーク整備事業の開始。特定機能病院・国立病院・療養所等からヒヤリ・ハット事例を収集し、ヒヤリ・ハット事例検討作業部会で分析し、結果を医療機関等に対して提供
2002 年	4 月	「医療安全対策検討会議」が今後の医療安全対策の基本的方向性などを、報告書『医療安全推進総合対策～医療事故を未然に防止するために～』としてまとめる
	10 月	医療法施行規則の一部改正により、すべての病院、有床診療所に 4 項目の安全管理体制を義務づけ（2002 年 10 月 1 日施行）
		診療報酬の「医療安全管理体制未実施減算」施行
2003 年	3 月	厚労省、「国立病院・療養所における医療安全管理のための指針」を通知
		特定機能病院・臨床研修指定病院に 3 項目の安全管理体制義務づけ（2003 年 4 月 1 日施行）
		都道府県や二次医療圏ごとに、「医療安全支援センター」の設置開始
	4 月	厚労省「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」が、事故事例の収集・分析などを行う第三者機関設置を提言
	11 月	厚労省、「医療機関における医療事故防止対策の強化について」を通知
	12 月	厚労大臣、「医療事故対策緊急アピール」で、人・モノ・施設の三つを柱とした新たな対策強化を表明
2004 年	4 月	ヒヤリ・ハット事例収集事業の対象を全医療機関に拡大。また、当該業務を従来の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から日本医療機能評価機構に移管
	10 月	日本医療機能評価機構が、全医療機関を対象にした医療事故事例収集等事業（ヒヤリ・ハットを含む事故事例の収集・分析・提供）を開始
		厚労省・国立病院・療養所、大学病院（本院）などに、事故事例の報告を義務づけ
2005 年	4 月	厚労省「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」が、行政処分を受けた医師・歯科医師に再教育を義務づけたとした報告書を公表
	5 月	日本医師会が、医療事故を繰り返すいわゆる「リピーター医師」の再教育などを行う「日本医師会医療事故防止研修会」制度の発足を発表
	6 月	厚労省「医療安全対策検討会議」が、国民・患者の医療への積極的参加を通して医療の質の向上を図り、医療安全をいっそう推進するなどとした報告書『今後の医療安全対策について』をまとめる